

果樹母樹ウイルス病検査の概要

果樹母樹検査制度については、本情報第3号で紹介したところであるが最近、特にかんきつ類、ぶどう等のウイルス病の発生が問題になってきたことにより、各方面から母樹検査の強化を望む声が高まっていた。

そこで、新技術を導入し、よりの確な検査を行うよう「果樹母樹ウイルス病検査要領」が昨年5月改正されたのでその要点と、新要領に基づき実施した56年度の検査結果を紹介する。

改正の要点

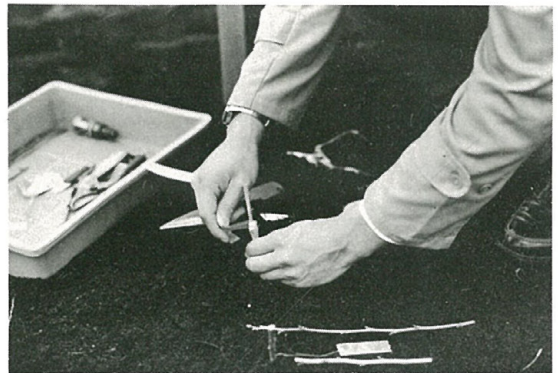
- ① 果樹生産に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ、検査検定方法が確立されているウイルス病を検査対象ウイルスとして特定したこと。
- ② 従来の母樹園における一次検査（園地検査）主体の検査から、エライザ法、直接蛍光診断法及び各種の指標植物による接種検定等の二次検査（精密検定）に重点を置くこととしたこと。一次検査ではウイルスによる明瞭な症状のものをり病樹と判定、それ以外はすべて二次検査の結果により判定することとしたこと、等である。

検査結果

1. 一次検査：道県に設置された7,482本のうち6,431本につき、5～6月（一部は9～10月）にウイルス病徴の有無の検査を行った結果、かんきつ95本をトリステザウイルスによるステムピッチング症状により、もも15本を斑葉モザイク病により、それぞれり病樹と判定したが、他のウイルスについては明瞭な症状は認められなかった。

なお、二次検査用の穂木、新梢葉等の試料の採取を併せて行った。

2. 二次検査：検査要領改正の初年度であり、検



二次検査（リンゴ高接病接木接種）

定施設、指標植物の準備等の関係から、設置されたすべての母樹について精密検定を実施することはできなかったが、可能な限り検定を行うこととし、道県と協議の上、年次計画で対応した。

(1)エライザ法による検定：かんきつの温州萎縮病グループ（トラミカンを含む）を対象に1,778本を、また、ブドウファンリーフウイルスを対象に41本を検定した結果、かんきつ19本をり病樹と判定した。

(2)直接蛍光診断法による検定：最近開発された本法により、今年はぶどうのリーフロールウイルスを対象に41本を検定した結果、23本をり病樹と判定した。しかし、本法は、対象ウイルスと同時に他の節部局在性ウイルスやマイコプラズマ様微生物も診断されるため、リーフロールウイルスと特定するためには、指標植物により検定を行う必要がある。

(3)指標植物による検定：各種の指標植物による検定を実施した結果、りんご高接病で50本、カンキツトリステザウイルスで2本、おうとうのプルヌスネクロティックリングスポットウイルス（プ

ルードワーフウイルス)で1本、計53本をリ病樹と判定したが、現在検定中のものもあり、今後若干増加すると思われる。

おわりに 母樹検疫により無病健全な母樹が確保されても、これが苗木生産に直結しなければ十分な

成果をあげることが期待できないので、関係各方面の指導をお願いしたい。一方、簡便で迅速な検定方法の開発、実用化を図り、今後一層検定の能率化を推進し、道府県及び関係者の期待に添いたいと考える。

昭和56年度果樹母樹ウイルス病検査結果

母樹の 種 類	設 置 道 県	設 本 置 数	検査対象ウイルス	一 次 検 査		二 次 検 査		
				実施本数 ()内剥皮検査	り病本数	検 定 方 法	実施本数	り病 (保 毒) 本数
かんきつ	千葉、神奈川、 三重、徳島、 福岡、大分、 静岡、香川、 熊本、	6,044	温州萎縮病グループ トリステザウイルス エクソコーティス 接木部異常症	5,126(834)	0 95 0 0	エライザ法 シロゴマ メキシカンライム エトログシトロン シトスミンペルサ ケノボディウムキノア	1,778 33 130 230 98 598	19 0 2 0 0 0
りんご	北海道、青森、岩手、 福島、栃木	746	高接病	677	0	マルバカイドウ ミツバカイドウ	183	50
ぶどう	新潟、 山梨、 岡山、 香川、	220	ファンリーフ リーフロール コーキバーク フレック	220	0 0 0 0	エライザ法 ケノボディウムキノア セントジョージ LN-33・ミッション 直接蛍光診断法 LN-33 セントジョージ	41 25 25 25 41 25 25	0 0 0 0 23 0 0
もも	新潟、福島、山梨、 千葉、岐阜、岡山、 香川	468	ブルンドワーフウイルス 斑葉モザイク病(対象外)	404	0 15	シロフゲン —	115 —	0 —
おうとう	山形	4	ブルンドワーフウイルス	4	0	—	4	1

チチュウカイミバエの

侵入警戒調査を一層強化

本虫の侵入警戒調査については、本情報第6号で、その概要を紹介したが、その後、調査体制の整備と強化が図られ、トラップの設置数も当初の約220個から1,364個に大巾に増加した。また、各都道府県と植物防疫所の調査の分担についても一部調整された。

この結果、調査対象地域が拡大されるとともに、各調査対象地域内のトラップ設置数が増加された。現在設置されているトラップ数は

- ①輸入海空港の植物検査場所及び関連施設(腐敗果等の廃棄施設等)に562カ所。
- ②輸入青果物の取扱い量の多い市場に313カ所。
- ③果樹、果菜生産地帯に489カ所。の計1,364カ所である。

調査については、②及び③については病虫害防除所等の都道府県の機関が、①については植物防疫所が担当し、巡回調査を10日毎に、誘殺剤の取

り替えを1カ月毎に実施している。

なお、本調査は、当面継続される予定である。

トラップ設置状況

区 分	設 置 数				備 考
	市場	生産地	海空港	計	
都 道 府	北 海 道	15	9	24	
	東 北	40	46	86	青森(2)岩手(9)宮城(9)秋田(10)山形(15)福島(16)
	関 東	112	126	238	茨城(24)栃木(16)群馬(13)埼玉(21)千葉(29)東京(27)神奈川(124)山梨(18)長野(36)静岡(36)
道	北 陸	24	4	28	新潟(12)富山(3)石川(7)福井(6)
	東 海	21	31	52	岐阜(12)愛知(29)三重(11)
	近 畿	20	52	72	滋賀(5)京都(7)大阪(3)兵庫(10)奈良(7)和歌山(30)
県	中・四国	50	90	140	鳥取(6)島根(3)岡山(12)広島(22)山口(15)徳島(19)香川(16)愛媛(40)高知(11)
	九 州	29	129	158	福岡(29)佐賀(22)長崎(24)熊本(32)大分(19)宮崎(17)鹿児島(19)
	沖 縄	2	2	4	
植物防疫所		—	—	562	横浜(202)名古屋(88)神戸(152)門司(89)那覇(35)
計		313	489	562	1,364